(目的)

第1条 この要綱は、地区まちづくり協議会等に対し、まちづくりアドバイザーを派遣することにより、市民による地域におけるまちづくりのルールの策定等を支援し、もって地域の特性を生かした市民主体のまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語は、武蔵野市まちづくり条例(平成20年9 月武蔵野市条例第39号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

(まちづくりアドバイザーの登録等)

- 第3条 市長は、都市計画、建築、土木、造園等の分野におけるまちづくりに関し相当の知識及び経験を有する者を、まちづくりアドバイザーとして 登録する。
- 2 市長は、前項の規定によりまちづくりアドバイザーの登録を行ったときは、その旨及び次に掲げる事項を公表するものとする。
  - (1) 登録した者の氏名
  - (2) 登録した者のまちづくりにおける専門分野
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、まちづくりアドバイザーの登録を取り消すことができる。
  - (1) まちづくリアドバイザーから登録の取消しについて申出があった場合
  - (2) まちづくりアドバイザーとしてふさわしくないと市長が認める場合 (業務の内容)
- 第4条 市長は、地区まちづくり協議会等に対し、当該地区まちづくり協議会等からの申請に基づき、予算の範囲内でまちづくりアドバイザーを派遣するものとする。
- 2 まちづくりアドバイザーは、地域におけるまちづくりのルールの策定等について、その専門分野について助言又は提案を行うものとする。

(派遣を受けることができる者)

- 第5条 まちづくりアドバイザーの派遣を受けることができる者(以下「派遣対象者」という。)は、地区計画等若しくは地区まちづくり計画の策定若しくは景観まちづくり協定の締結に向けた活動又は地域におけるまちづくりに寄与する継続的な活動を行う次に掲げるものとする。
  - (1) 地区まちづくり協議会(条例第22条第 6 項の規定による解散の届出を 行ったものを除く。)

- (2) 地区まちづくり準備会
- (3) 景観まちづくり協定の登録を受けた住民等(条例第26条の5第2項の規定による登録の取消しの届出を行ったものを除く。)
- (4) 景観まちづくり協定の登録を受けようとする住民等
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者(派遣の回数)
- 第6条 派遣の回数は、1の派遣対象者について、1年度当たり3回までとする。

(派遣の申請)

- 第7条 派遣対象者は、まちづくりアドバイザーの派遣を受けようとすると きは、まちづくりアドバイザー派遣申請書(第1号様式)に次に掲げる書 類を添付して、派遣を受けようとする日の1か月前までに市長に申請しな ければならない。
  - (1) 派遣対象者の構成員の名簿
  - (2) 派遣対象者が活動する区域を示す図
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(派遣の決定)
- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、派遣の可否についてまちづくリアドバイザー派遣通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(派遣の依頼)

第9条 市長は、前条の規定により派遣することの決定(以下「派遣決定」という。)をしたときは、速やかに派遣するまちづくりアドバイザーを選定し、まちづくりアドバイザー派遣依頼書(第3号様式)により、当該まちづくりアドバイザーに依頼するものとする。

(業務の実施)

第10条 前条の規定による依頼を受けたまちづくりアドバイザーは、派遣決定を受けた派遣対象者(以下「派遣決定者」という。)と派遣の日程及び 業務の内容について事前に調整のうえ、当該業務を行うものとする。

(業務の報告)

- 第11条 派遣決定者は、前条の業務を受けたときは、その結果について、まちづくリアドバイザー派遣結果報告書(第4号様式)により、市長に報告しなければならない。
- 2 まちづくりアドバイザーは、前条の業務を行ったときは、まちづくりアドバイザー業務結果報告書(第5号様式)により、市長に報告しなければならない。

(謝礼金)

- 第12条 市長は、前条第2項の報告を受けたときは、派遣1回当たり5万円 を限度として、当該まちづくリアドバイザーに謝礼金を支払うものとする。 (派遣の受入れの辞退)
- 第13条 派遣決定者は、派遣の受入れを辞退するときは、まちづくりアドバイザー派遣辞退届出書(第6号様式)により、派遣を受けようとする日の 1週間前までに市長に届け出なければならない。

(派遣決定の取消し)

- 第14条 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣決定を取り消し、又は必要な処置をとるべきことを指示することができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により派遣決定を受けたとき。
  - (2) 派遣に係る活動が関係法令に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- 2 市長は、前項の規定により派遣決定を取り消したときは、まちづくりアドバイザー派遣取消通知書(第7号様式)により、派遣決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により派遣決定を取り消したときは、まちづくりアドバイザー派遣中止通知書(第8号様式)により、まちづくりアドバイザーに通知するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。